平成２８年（フ）第１７３号
静岡県富士宮市小泉282番地の８　ピーナッツメゾン106号
破産者　宇佐美　寛
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１８８号
静岡県富士市蓼原804番地の８
破産者　佐々木設備こと　佐々木利彦
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３３３号
静岡県浜松市北区三ヶ日町釣106番地の４釣アパート102号、前住所静岡県磐田市海老塚719番地１アプリＩ
破産者　橋本　文敏
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７７２号
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目26番地　新瑞橋ロイヤルハイツ５Ｂ号
破産者　高本　　壽
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９９号
愛知県瀬戸市原山台８丁目165番地　ＡＭＴＹ原山台Ｃ－102
破産者　田辺　和豊
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８０６号
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番地の１　イーストヴァレーＶ101号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下山119番地５　ラドーニタワー蟹江204号
破産者　髙橋　雅喜
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４０号
愛知県小牧市小牧原３丁目128番地　小牧タクシー寮、従前の住所名古屋市名東区山香町324番地　サンハウス西山301号
破産者　桑原　裕之
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
京都府福知山市字正明寺５番地の15
破産者　宗　　浅夫
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第４３７４号
大阪市西成区花園南１丁目９番33号
破産者　藤本　圭三
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５１号
大阪府八尾市本町７丁目５番19号
破産者　尾山　浩司
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４８号
大阪市西成区潮路２丁目３番19号
破産者　落合春子こと　ＫＩＭ　ＣＨＯＯＮ　ＢＯ　金　　春保
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１１号
大阪府守口市大宮通４丁目２番９号　205号室
破産者　池川　良美
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７３号
大阪府枚方市藤阪西町４番４－106号
破産者　八上建築塗装こと　八上　美幸
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９６号
京都府南丹市八木町屋賀永寿11番地３
破産者　奥山　淳三
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０２号
大阪市中央区内本町１丁目４番９－505号
破産者　鈴木　光一
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３９号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目５番４号レジデンスⅡ201号
破産者　坂本工務店こと　坂本　長敏
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９３号
堺市西区上野芝町８丁９番９号
破産者　尾﨑　守彦
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０９号
大阪府河内長野市中片添町７番34―402号
破産者　片岡　主記
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１０号
大阪市鶴見区今津中１－７－３アベニュー鶴見201、住民票上の住所大阪府河内長野市中片添町11番９号
破産者　片岡　直子
１　決定年月日　平成29年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係